



## 平成23年度の掛金率

平成23年度の掛金率は、23年1月18日開催の共済運営委員会において了承され、表1のとおりとなりましたのでお知らせします。

表1 平成23年度の掛金率

①40歳以上65歳未満の加入者（）内は、平成22年度の掛金率

(単位:%)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期 給付分	介護 分	事務費分 (※)	福祉 事業分	計	長期 給付分	事務費分 (※)	福祉 事業分	計	
甲種 加入者	6.52	0.984 (0.918)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	7.684 (7.638)	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	13.118 (12.784)	20.802 (20.422)
乙種 加入者 等	6.52	0.984 (0.918)	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	7.754 (7.708)	-	-	-	-	7.754 (7.708)
丙種 加入者	-	-	-	-	-	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	13.188 (12.854)	13.188 (12.854)
任意継 続 加入者	6.52	0.984 (0.918)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	7.684 (7.638)	-	-	-	-	7.684 (7.638)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者（）内は、平成22年度の掛金率

(単位:%)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期 給付分	介護 分	事務費分 (※)	福祉 事業分	計	長期 給付分	事務費分 (※)	福祉 事業分	計	
甲種 加入者	6.52	-	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	6.7 (6.72)	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	13.118 (12.784)	19.818 (19.504)
乙種 加入者 等	6.52	-	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	6.77 (6.79)	-	-	-	-	6.77 (6.79)
丙種 加入者	-	-	-	-	-	12.938 (12.584)	0.055 (0.08)	0.195 (0.19)	13.188 (12.854)	13.188 (12.854)
任意継 続 加入者	6.52	-	0.055 (0.08)	0.125 (0.12)	6.7 (6.72)	-	-	-	-	6.7 (6.72)

区分	甲種加入者…短期・長期適用者
	乙種加入者等…短期のみ適用者(乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者)
	丙種加入者…長期のみ適用者
	任意継続加入者…退職後短期のみ適用者

◎掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

◎都道府県補助金は、標準給与の月額にかかる長期掛金に対して補助されます。賞与等の額にかかる長期掛金に対して補助はありません。

※事務費分掛金率は財務省と協議中です。

## 1 短期掛金率

### ①短期給付分掛金率の据え置き

短期掛金率のうち短期給付分掛金率については、将来の短期勘定の推計を行った結果、安定的な財政運営が可能であることから、現行の6.52%に据え置きます。

### ②介護分掛金率の改定

介護分掛金率は、厚生労働省からの通知の諸係数を基に介護納付金を算定した結果、前年度より約13億9千万円増加することとなったため、現行の0.918%を0.066ポイント引き上げ、0.984%に改定します。

## 2 長期掛金率

長期掛金率のうち長期給付分掛金率については、共済規程第26条に基づき、現行の12.584%を0.354ポイント引き上げ、12.938%に改定します。

## 3 事務費分掛金率

短期及び長期給付事業の事務に要する費用は、加入者や学校等が負担している事務費分掛金で賄っています。その経理を処理する共済業務勘定については、加入者数の増加により事務費分掛金収入が増加傾向となっていること、加えて私学事業団の事務経費等の節減効果により支出が減少傾向となっているため、ここ数年利益金が発生しています。

つきましては、加入者及び学校等の掛金負担の軽減を図るため、23年度以降の事務費分掛金率を現行の0.16%を0.05ポイント引き下げ、0.11%に改定します。

## 4 福祉事業分掛金率

特定健康診査・特定保健指導事業(以下「特定健診等事業」といいます)について、23年度事業計画において各ガーデンパレスの共済業務課を活用して地域に密着したサービスを展開し、学校等からの健診結果データの提出率の向上のほか、被扶養者等の受診率の向上のために本事業団独自の特定健診等事業を実施することなどを計画しています。

このことよって、23年度以降、特定健診等事業に要する費用の増加が見込まれるため、他の保健事業の実施及び福祉施設の運営に影響を与えることなく、事業を円滑に推進するため、福祉事業分掛金率を現行の0.24%を0.01ポイント引き上げ、0.25%に改定します。

## 5 短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」

### ■特定保険料率に相当する掛金率—平成23年度分は2.78%—

私学事業団等の医療保険者は、高齢者の医療制度等に対する支援を行っています。

この支援金について、現役世代が高齢者の医療費に対してどの程度の支援を行っているかを周知するという観点から、今年度も加入者の皆さんが負担している短期掛金率のうち、特定保険料率に相当する掛金率(表2参照)について、お知らせします。

表2 平成23年度分短期掛金率(介護分を除く)(加入者と学校等と折半負担)

短期給付分6.52%		事務費分	福祉事業分	計
基本保険料率相当 掛金率 3.74%	特定保険料率相当 掛金率 2.78%	0.055%	0.125%	6.7%
			0.195% [注]	6.77% [注]

[注]乙種加入者等…乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者

## ■算出方法

特定保険料率に相当する掛金率の算出方法は、支援金の額を私学共済加入者の総標準給与額及び賞与額(見込み額)で除して求めます。さらに加入者と学校等が折半負担であることから、その2分の1が加入者の負担分となります。23年度の加入者負担分は、1.39%(2.78%×2分の1)となりました。

なお、この1.39%は短期掛金率の内訳を表示しているものであり、新たな負担が生じるものではありません。

表3は、短期掛金額のうちの加入者が負担している特定保険料率に相当する掛金額を標準給与の等級別に表示したものです。

**23年度分の特定保険料率に相当する掛金率の算出**

$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{支援金の額} \\ (853 \text{ 億円}) \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{私学共済加入者の総標準給与額} \\ \text{及び賞与額 (3兆579 億円)} \end{array} \right]} \div 2 \text{ (折半負担)} \doteq 1.39\%$$

●任意継続加入者は、短期給付分(6.52%)のうち、特定保険料率に相当する掛金率は2.78%です。

### 高齢者の医療制度等に対する支援金とは

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金(老人保健拠出金の精算分を含みます)、退職者給付拠出金をいいます。

### 「特定保険料率相当掛金率」と「基本保険料率相当掛金率」とは

「特定保険料率相当掛金率」は、支援金に充てるための掛金率をいい、「基本保険料率相当掛金率」は、加入者の医療給付等に充てるための掛金率をいいます。

表3 平成23年度分 短期掛金額のうち特定保険料率に相当する掛金額(加入者負担分の内訳表示)

(単位:円)

--	--	--	--

標準 給与 の 等級	標準給与の 月額	給与月額	短期掛金額[注]		特定保険料率 相当掛金額 1.39% (2.78% × 1/2)
			甲種加入者 3.35% (6.7% × 1/2)	乙種加入者等 3.385% (6.77% × 1/2)	
1	98,000	100,999まで	3,283	3,317	1,362
2	104,000	101,000～106,999	3,484	3,520	1,445
3	110,000	107,000～113,999	3,685	3,723	1,529
4	118,000	114,000～121,999	3,953	3,994	1,640
5	126,000	122,000～129,999	4,221	4,265	1,751
6	134,000	130,000～137,999	4,489	4,535	1,862
7	142,000	138,000～145,999	4,757	4,806	1,973
8	150,000	146,000～154,999	5,025	5,077	2,085
9	160,000	155,000～164,999	5,360	5,416	2,224
10	170,000	165,000～174,999	5,695	5,754	2,363
11	180,000	175,000～184,999	6,030	6,093	2,502
12	190,000	185,000～194,999	6,365	6,431	2,641
13	200,000	195,000～209,999	6,700	6,770	2,780
14	220,000	210,000～229,999	7,370	7,447	3,058
15	240,000	230,000～249,999	8,040	8,124	3,336
16	260,000	250,000～269,999	8,710	8,801	3,614
17	280,000	270,000～289,999	9,380	9,478	3,892
18	300,000	290,000～309,999	10,050	10,155	4,170
19	320,000	310,000～329,999	10,720	10,832	4,448
20	340,000	330,000～349,999	11,390	11,509	4,726
21	360,000	350,000～369,999	12,060	12,186	5,004
22	380,000	370,000～394,999	12,730	12,863	5,282
23	410,000	395,000～424,999	13,735	13,878	5,699
24	440,000	425,000～454,999	14,740	14,894	6,116
25	470,000	455,000～484,999	15,745	15,909	6,533
26	500,000	485,000～514,999	16,750	16,925	6,950
27	530,000	515,000～544,999	17,755	17,940	7,367
28	560,000	545,000～574,999	18,760	18,956	7,784
29	590,000	575,000～604,999	19,765	19,971	8,201
30	620,000	605,000～634,999	20,770	20,987	8,618
31	650,000	635,000～664,999	21,775	22,002	9,035
32	680,000	665,000～694,999	22,780	23,018	9,452
33	710,000	695,000～729,999	23,785	24,033	9,869

34	750,000	730,000～769,999	25,125	25,387	10,425
35	790,000	770,000～809,999	26,465	26,741	10,981
36	830,000	810,000～854,999	27,805	28,095	11,537
37	880,000	855,000～904,999	29,480	29,788	12,232
38	930,000	905,000～954,999	31,155	31,480	12,927
39	980,000	955,000～1,004,999	32,830	33,173	13,622
40	1,030,000	1,005,000～1,054,999	34,505	34,865	14,317
41	1,090,000	1,055,000～1,114,999	36,515	36,896	15,151
42	1,150,000	1,115,000～1,174,999	38,525	38,927	15,985
43	1,210,000	1,175,000以上	40,535	40,958	16,819

[注]短期掛金額には、短期給付分、事務費分及び福祉事業分掛金額を含み、介護分掛金額は含みません(円未満切り捨て)。



|| [トップページへ戻る](#) ||

|| [きょうさいピックス](#) || [事務担当者コーナー](#) ||

|| [福祉施設情報](#) || [こんなときどうする？](#) || [年金コーナー](#) ||

|| [とくとく情報](#) || [刊行物](#) || [リンク](#) || [投書箱](#) || [ディスクロージャー](#) || [私学共済事業の紹介](#) ||